

湖畔株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月 1日～ 令和7年10月31日までの 3年間

2. 内容

目標1： 令和5年 7月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 4年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 5年 1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 5年 7月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年1回）及び社内報などによる社員への周知（毎月）

目標2： 令和7年 3月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間 7日以上とする。

<対策>

- 4年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 5年 1月～ 社内検討委員会での検討開始
- 5年 7月～ 計画的な取得に向けた管理職研修の実施
- 5年10月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始

目標3：社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

<対策>

- 5年 1月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 6年 1月～ 制度の導入、管理職研修及び社内報などによる社員への周知